

## 鴨川市特別職報酬等審議会 関係法令

鴨川市特別職報酬等審議会条例	1
地方自治法	2
鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	10
鴨川市及び安房郡天津小湊町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書	12
鴨川市議会の議員の定数を定める条例	13
鴨川市議会の定例会の回数を定める条例	14
鴨川市議会定例会規則	15
鴨川市議会委員会条例	16
鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例	21
鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程	24

○鴨川市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年鴨川市条例第 39 号）

（設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鴨川市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料額について審議する。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 6 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市の区域内の公共的団体等の代表者 3 人

（2）識見を有する者 3 人

3 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第 4 条 前条第 2 項第 1 号に規定する委員は、諮問の都度委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前条第 2 項第 2 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 89 条 普通地方公共団体に議会を置く。

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～8 略

第 92 条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役員若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第 93 条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4 年とする。

2 略

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3) 決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11) 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条

第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

(15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第97条 普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。
- 12 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- 13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

- 16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
  - 17 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
  - 18 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
  - 19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前 2 項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
  - 20 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。
- 第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。
- 第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
  - 3 議員の定数の 4 分の 1 以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
  - 4 前 2 項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から 20 日以内に臨時会を招集しなければならない。
  - 5 第 2 項の規定による請求のあつた日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
  - 6 第 3 項の規定による請求のあつた日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、第 3 項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては 10 日以内、町村にあつては 6 日以内に臨時会を招集しなければならない。
  - 7 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては 7 日、町村にあつては 3 日までにこれを告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。
- 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
  - 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
  - 4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
  - 5 前条第 5 項又は第 6 項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第 2 項又は第 3 項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
  - 6 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前 3 項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
  - 7 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第 102 条の 2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

2～8 略

第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

第 105 条 普通地方公共団体の議会の議長は、委員会に出席し、発言することができる。

第 105 条の 2 普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第 106 条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2・3 略

第 108 条 普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、副議長は、議会の閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第 115 条の 2 の規定は、委員会について準用する。

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 略

8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

9 略

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

3 略

第 113 条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117 条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。

第 114 条 普通地方公共団体の議会の議員の定数の半数以上の者から請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。この場合において議長がなお会議を開かないときは、第 106 条第 1 項又は第 2 項の例による。

2

第 115 条 普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員 3 人以上の発議により、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 略

第 115 条の 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 115 条の 3 普通地方公共団体の議会在議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の発議によらなければならない。

第 116 条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

第 117 条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

第 119 条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

第 123 条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第 234 条第 5 項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

2 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員がこれに署名しなければならない。

3・4 略

第 124 条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

第 125 条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。

第 126 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

第 129 条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第 130 条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前 2 項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第 131 条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第 132 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

第 133 条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

第 134 条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

2 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第 135 条 懲罰は、左の通りとする。

- (1) 公開の議場における戒告
- (2) 公開の議場における陳謝
- (3) 一定期間の出席停止
- (4) 除名

## 2・3 略

第 137 条 普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることが

できる。

- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年鴨川市条例第36号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定による議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 386,000円

副議長 月額 353,000円

議員 月額 326,000円

(議員報酬の支給方法)

第3条 議長及び副議長にはその選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により、その職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により、議員報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、議員報酬の額は、その給与期間の現日数を基礎として、日割によって計算する。

4 前3項に定めるもののほか、議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(費用の弁償)

第4条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、別表第1に掲げる額とする。ただし、同項に規定する旅行が別表第2に掲げる市町村へのものであるときは、日当は支給しない。

3 第1項に規定する旅行が市の区域内であるときは、居住地から目的地までの一般的に利用し得る経済的かつ合理的な最短のキロ程により別表第3の区分による支給額に2倍した額を前項の車賃とみなして支給する。

4 前3項に定めるもののほか、旅費額の算出及び支給方法については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第5条 議長、副議長及び議員で、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した議員で規則で定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

- (2) 5月以上6月未満 100分の80
  - (3) 3月以上5月未満 100分の60
  - (4) 3月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びこの額に100分の20を超えない範囲内で乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の職員の例による。  
(委任)
- 第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

○鴨川市及び安房郡天津小湊町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成 16 年 7 月 30 日

鴨川市告示第 127 号

天津小湊町告示第 76 号

平成 17 年 2 月 11 日から鴨川市及び安房郡天津小湊町を廃し、その区域をもって新たに「鴨川市」を設置することに伴い、新たに設置する「鴨川市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 7 項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

新たに設置する「鴨川市」の議会の議員の定数は、20 人とする。

平成 16 年 7 月 30 日

鴨川市長 本多利夫

天津小湊町長 片桐有而

○鴨川市議会の議員の定数を定める条例（平成 28 年鴨川市条例第 17 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により、鴨川市議会の議員の定数は、18 人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

○鴨川市議会の定例会の回数を定める条例（平成 17 年鴨川市条例第 11 号）

鴨川市議会の定例会の回数は、年 4 回とする。

○鴨川市議会定例会規則（平成17年鴨川市議会規則規則第9号）

鴨川市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月にこれを開く。ただし、特別の事情があると認めるときは、招集を前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げることがある。

○鴨川市議会委員会条例（平成17年鴨川市条例第153号）

目次

- 第1章 通則（第1条—第14条）
- 第2章 会議及び規律（第15条—第23条）
- 第3章 公聴会（第24条—第30条）
- 第4章 記録（第31条）
- 第5章 補則（第32条）

附則

第1章 通則

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務常任委員会 7人

ア 企画政策課、財政課、総務課、消防防災課、税務課及び会計課の所掌に属する事項

イ 固定資産評価審査委員会の所掌に属する事項

ウ 監査委員の所掌に属する事項

エ 選挙管理委員会の所掌に属する事項

オ 議会事務局の所掌に属する事項

カ 他の常任委員会の所掌に属さない事項

（2）建設経済常任委員会 6人

ア 農水商工課、観光課及び都市建設課の所掌に属する事項

イ 水道局の所掌に属する事項

ウ 農業委員会の所掌に属する事項

（3）文教厚生常任委員会 7人

ア 市民生活課、環境課、健康推進課、福祉課、子ども支援課及びスポーツ振興課の所掌に属する事項

イ 教育委員会の所掌に属する事項

ウ 国保病院の所掌に属する事項

エ 天津小湊支所の所掌に属する事項

（4）予算常任委員会 10人

ア 一般会計予算に関する事項

（5）決算常任委員会 10人

ア 一般会計決算に関する事項

2 議員は2つの常任委員会の委員となるものとする。この場合において、1つは前項第1号から第3号までの常任委員に、他の1つは第4号又は第5号の常任委員となるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、常任委員会に欠員が生じた場合は、2つを超える常任委員

会の委員となることができる。

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず8人とする。

(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属の変更をされた常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(委員長及び副委員長の選任及び任期)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員会の委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員会委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 12 条 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。  
(委員長及び副委員長の辞任)

第 13 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 特別委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、特別委員会の許可を得なければならない。  
(委員の辞任)

第 14 条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

## 第 2 章 会議及び規律

### (招集)

第 15 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。  
(定足数)

第 16 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 18 条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

### (表決)

第 17 条 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。  
(委員長及び委員の除斥)

第 18 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員の同意があったときは会議に出席し、発言することができる。

### (傍聴の取扱い)

第 19 条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。  
(秘密会)

第 20 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 前項の議決には、討論を用いない。  
(出席説明の要求)

第 21 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

### (議事妨害及び離席の禁止)

第 22 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしては

ならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第 23 条 委員会において地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び鴨川市議会会議規則（平成 17 年鴨川市議会規則第 1 号）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序をみだす委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

### 第 3 章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第 24 条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 25 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否をその委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 26 条 公聴会において、意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 27 条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が、その範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人との関係)

第 28 条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 29 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 30 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 3 参考人については、第 27 条（公述人の発言）、第 28 条（委員と公述人との関係）及び第 29 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

#### 第 4 章 記録

（記録）

第 31 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第 123 条第 3 項の規定を準用する。

- 3 前 2 項の記録は、議長が保管する。

#### 第 5 章 補則

（会議規則との関係）

第 32 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては鴨川市議会会議規則の定めるところによる。

○鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 22 年鴨川市条例第 11 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、鴨川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、鴨川市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付の方法）

第 3 条 政務活動費の額は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 1 万円を乗じて得た額とする。

- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとする。
- 5 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 6 政務活動費は、各年度の 5 月末日までに当該年度分を一括して交付するものとする。ただし、年度の途中で新たに結成された会派については、届出のあった日から 30 日以内に交付するものとする。

（交付の申請等）

第 4 条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長を経由して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、政務活動費の交付を決定し、議長を経由して会派の代表者に通知するものとする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

第 5 条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 6 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、

各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものに充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費に関する帳簿及び書類を整理し、当該政務活動費の支出のあった年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別に定めるところにより、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

4 議長は、収支報告書の提出を受けた場合は、その写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び公開)

第10条 議長は、第8条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、それぞれの提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 収支報告書の開示については、鴨川市情報公開条例(平成18年鴨川市条例第6号)の定めるところによるものとする。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表(第6条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要

	する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市の政策について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

○鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程（平成 22 年鴨川市議会告示第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 22 年鴨川市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（会派の届出等）

第 2 条 議員が条例第 2 条に規定する会派（以下「会派」という。）を結成したときは、代表者及び経理責任者を定め、議長に対し会派結成届（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定による届出事項に変更が生じた場合は、その変更内容について会派変更届（別記第 2 号様式）を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届（別記第 3 号様式）を議長に提出しなければならない。

（交付の申請）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の申請は、政務活動費交付申請書（別記第 4 号様式）によるものとする。

2 会派の代表者は、申請した事項に変更が生じたときは、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付変更申請書（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。

（交付決定）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の通知は、政務活動費交付決定（変更）通知書（別記第 6 号様式）によるものとする。

（交付請求）

第 5 条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の 15 日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（別記第 7 号様式）を提出するものとする。

（収支報告書）

第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（別記第 8 号様式）によるものとする。

（その他）

第 7 条 この告示に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。